平成３０年（フ）第２８号
福岡市東区筥松１丁目２番11―603号
債務者　浦川　志帆
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９７号
福岡県筑紫野市大字山家5299番地２
債務者　大坪　隆志
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１０号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番26号
債務者　島雄　　守
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１３号
福岡市東区和白丘２丁目４番２号
債務者　長里　清司
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７４号
（住民票上の住所）広島市安佐南区八木９丁目４番63―103号
債務者　天野　実子（旧姓河島）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８０号
福岡市城南区別府３丁目１番11―402号
債務者　上野小百合（旧姓西嶋）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０９６号
福岡市西区姪の浜５―18―８　プラムハイツ201、住民票上の住所福岡県宗像市緑町165番地
債務者　藤本　祐大
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６号
福岡市早良区有田１丁目15番１―503号
債務者　田原　美穂
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７号
福岡市東区若宮５丁目11番26―202号
債務者　望月　　光
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５８号
福岡市東区若宮５丁目11番26―202号
債務者　望月由紀子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５９号
福岡県春日市春日公園１丁目48番地　春日公園団地22棟302号
債務者　芝　　郁美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目１番５号
債務者　蛭牟田憂子
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７５号
福岡市南区清水３丁目25番13号
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８０号
福岡市東区香椎駅東１丁目12番６―202号、前住所福岡市東区舞松原２丁目１番15―201号
債務者　八木　茂伸
1　決定年月日時　平成30年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８６号
福岡市東区下原４丁目12番20―203号
債務者　川口真由美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８８号
福岡市南区弥永団地25番505号
債務者　伴野　亜樹（旧姓北原・相田）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９０号
福岡市南区弥永４丁目24番20―101号
債務者　平島　聖隆
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部